

かながわ知的財産活用指針のポイント

知的財産の成果を
地域社会に還元

■はじめに

背景

- (1) **改定の必要性**
経済情勢の変化(グローバル化、情報通信技術の発達、IoT、AIなどの新技術)、県取組の変化(3つの特区、県立産技総研の設立)
- (2) **神奈川県の特性**
全国に先駆けた科学技術政策への取組み、多様な県試験研究機関等

■第1章 「基本目標」

目標

- (1) **神奈川県の特性を生かした知的財産による地域経済の活性化**
- (2) **神奈川県の特性を生かした知的財産による県民生活の質の向上**

「基本的な方向」

- ・ 3つの特区を活用した産業の創出と集積による市場展開の促進
- ・ 技術シーズと開発ニーズを結び付ける「橋渡し」
- ・ 国際標準化の推進
- ・ ベンチャー企業への支援強化
- ・ 産学公金連携の強化

■第2章 各主体が担う役割

産業界

- ・ 新たな知的財産の積極的創出
- ・ 知的財産の市場展開
- ・ 共同研究や技術移転等によるイノベーション創出
- ・ 知的財産の高付加価値化
- ・ ネットワークの構築

大学・研究機関

- ・ 研究シーズの蓄積
- ・ 研究成果の技術移転
- ・ 大学発ベンチャーの創出
- ・ 専門人材の育成

関係機関

- ・ 適切な知的財産の創造・保護・活用のための支援
- ・ 産業界の創業や経営に対する支援
- ・ 産業界への資金的支援

県・県立産技総研

- ・ 産学公金連携のつなぎ役
- ・ ニーズや地域課題に応じた研究開発
- ・ 各主体の取組みに対する支援
- ・ 地域社会と国の取組みのつなぎ役
- ・ 地域の特性を反映した施策の実施

■第3章 県・県立産技総研の取組み

大項目

小項目

具体的施策(抜粋)

1 研究開発の強化、技術創出の促進
【知的財産の創造】

- 科学技術政策大綱に基づく科学技術活動の展開
- 産業界、大学・研究機関の研究開発支援
- 県試験研究機関等による研究開発

・ 「科学技術政策大綱—第6期—」施策例に準ずる

2 創出した技術の保護
【知的財産の保護】

- 産業界の知的財産の保護に対する支援
- 県試験研究機関等の知的財産の保護
- 権利侵害対策

- ・ 中小、ベンチャー企業等に対する研究開発支援
- ・ 大学の技術シーズと中小企業ニーズを結び付ける「橋渡し」の推進
- ・ ヘルスケア、ロボット等最先端分野を中心とした産業支援
- ・ 地域ニーズに応じた研究開発
- ・ 研究シーズの探求による知的財産の蓄積

3 創出した技術の活用
【知的財産の活用】

- 産業界の研究開発成果の事業化支援
- 産業界、大学・研究機関が保有する知的財産活用に対する支援
- 国際標準化等への対応
- 県試験研究機関等の知的財産活用
- 研究開発成果の情報発信

- ・ 特許流通コーディネーターによる知的財産相談
- ・ セミナー、マッチングイベント等の開催
- ・ 専門的人材の活用等による県試験研究機関等の研究活動成果の戦略的権利化
- ・ 県保有の育成品種の権利侵害に対する対応

4 地域資源の活用、ブランド化支援
【知的財産の活用(高付加価値化)】

- 産業創出を目的としたブランド化
- 地域資源を活用したブランドの構築
- デザイン支援・ブランド戦略
- 研究開発拠点の集積促進
- 産学公金ネットワークの構築

- ・ 企業へのIoT導入支援
- ・ 3つの特区を活用した成長分野産業の創出と集積による事業化支援
- ・ 「神奈川県R&D推進協議会」等による大学、大企業、中小企業間の連携推進
- ・ 特許流通コーディネーターによる技術移転支援

5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備

知的財産を担う人材の育成

- ・ 国際標準化の推進による信頼性の確保と売れる製品づくり等を支援
- ・ 専門的人材の活用等による県試験研究機関等の研究活動成果の戦略的活用
- ・ 施設公開、イベント、WEB等による積極的な研究成果の発信
- ・ 優れた未病関連の商品・サービスに対する「ME-BYO BRAND」認定制度
- ・ 県産品のブランド化推進
- ・ 県産農産物の開発、品質向上、6次産業化支援
- ・ 技術・デザイン・経営面における企業の自社ブランド確立の総合的支援
- ・ 「セレクト神奈川100」や、3つの特区を活用した企業誘致促進
- ・ 「かながわ産学公金連携推進協議会(CUP-K)による大学と企業のコーディネート
- ・ 金融機関、ファンドとの連携による企業支援
- ・ 優れた技術や製品に対する表彰
- ・ 大学と連携した起業家教育の推進